

未利用施設の有償貸付について

1 概要  
「市未利用財産活用基本方針」に基づき未利用財産の有効活用を図るため、統廃合で廃止した保育園や学校施設を民間事業者の有償で貸し付ける。(貸借期間は原則3年間とする)  
なお、貸付の相手方については、公募型プロポーザル(企画提案方式)で選定する。

2 貸付対象施設

施設旧名称	所在地	貸付面積	建築年度	備考
大君保育園	大柁町大君	513.72 m <sup>2</sup>	S50年度	未利用
切串中学校特別教室棟	江田島町切串	477.78 m <sup>2</sup>	S50年度	未利用
沖中学校体育館	沖美町畑	591.36 m <sup>2</sup>	S49年度	地元自治会と調整中

市では、今年度から「公共施設のあり方市民委員会」を設置し、庁舎をはじめとする市内公共施設のあり方に関する事項を調査審議することとしている。  
このため、今回、有償貸付する施設については、①民間事業者から貸付の要望があり、②地元自治会の利活用計画がないもの(沖中体育館については調整中)を対象としている。  
大君保育園については、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービス事業に係る提案を最優先する。→ 市内に果が指定する事業所がなく、市民ニーズに対応するため

3 国庫補助金の取扱いについて

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」では、補助事業等で取得した財産を目的に反して処分(譲渡、貸付等)してはならないと規定されている。しかし、急速な少子高齢化や社会経済情勢の変化に対応するため、国は地方公共団体の財産処分を弾力的に認めている。

(1) 返還金(大君保育園)

【算定式】  
年間建物貸付額(83,328円×513.72m<sup>2</sup>)×契約期間(3年)×国・県の補助割合0.56=2,873千円  
=返還金

(2) 学校施設整備基金(初中特別教室棟、沖中体育館)

補助事業で取得した財産を処分する場合には、通常、国への返還金が必要となる。しかし、文部科学省では、学校施設整備を目的に基金に積み立てる場合には、返還金を求めないこととしており、本市でも「中学校施設整備基金条例」を定める必要がある。

【基金積立額】

年間建物貸付額のうち補助対象分(初中特別教室棟分179千円+沖中体育館分421千円)  
×契約期間(3年)=1,802千円=基金積立額

4 予算措置(6月定例会に上程予定)

予算額は、8月以降施設全体を貸し付けることを想定して積算したもの  
歳入⑤返還金及び⑥積立金については、契約締結後、貸借期間分の相当額を返還又は積み立てる必要があるため、3年間分を計上。

(1) 歳入

①土地建物貸付収入 (H24.8~H25.3)8か月分	3,676千円	・大君保育園分(建物+土地) 1,782千円 ・切串中学校分(建物) 883千円 ・沖中学校分(建物+土地) 1,011千円
②学校施設整備基金利子	1千円	
合計	3,677千円	

(2) 歳出

③需用費	2,000千円	・修繕料 2,000千円
④委託料	525千円	・清掃業務委託料 525千円
⑤返還金(3年間分)	2,873千円	・大君保育園返還金 2,873千円
⑥積立金(3年間分)	1,803千円	・学校施設整備基金積立金 1,802千円 ・基金運用益分 1千円
合計	7,201千円	

5 実施計画

- ①公募型プロポーザル募集要項等の作成
- ②財産運用審議会の開催
- ③地元自治会への説明(大君、切串は済。沖地区は6月3日に説明を予定)
- ④公募開始(6月号広報及びホームページ)
- ⑤市議会に関連議案を上程(補正予算、基金設置条例：6月定例会)
- ⑥プロポーザル審査会の開催(各事業者によるプレゼンテーション)・交渉順位の決定
- ⑦所管大臣へ財産処分の承認手続き
- ⑧未利用施設の貸借開始